

## 検討項目 委員提案一覧

委員名	通し 番号	規制改革事項	ページ
伊東委員	①	駐車場・駐輪場の屋上における太陽光発電設備の設置円滑化	1
金谷委員	②	住宅に関する省エネルギー基準の要求性能向上および適用の強化について	2
	③	建築基準法防火規制（「延焼のおそれのある部分」の定義）の見直し（欧米同等の規制内容とすべく改定を要望）	5
	④	工場立地法における電力事業用の太陽光発電設備に関する緑地規制緩和（太陽光発電事業を行う場合の設置規制）	7
	⑤	中規模 LNG 火力発電所（コージェネレーションシステム含む）建設促進のための環境アセスメント手続きの省略・短縮化	8
	⑥	ガスコージェネレーションシステム等天然ガスシフト促進のための高圧ガス製造所における資格者要件の緩和	9
	⑦	一定条件をクリアする発電所における環境アセスメントの手続きの省略・短縮化	10
	⑧	乗用車及び商用車の排ガス規制の緩和（日本&欧州）	11

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	駐車場・駐輪場の屋上における太陽光発電設備の設置円滑化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 建築確認申請の手続きに通常2ヶ月程度かかる。</p>
	<p>【根拠法令】 建築基準法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>駐車場・駐輪場の屋上に設ける太陽光発電設備は簡単な構造であるゆえ、設計図・設備図・計算書等の書類提出と同時に着工を認め、書類審査と工事を同時進行できるように明示していただきたい。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>民間企業が太陽光発電設備を設ける場合、経済性の観点から、土地を上下に二段利用する計画が圧倒的に多い。</p>

住宅に関する省エネルギー基準の要求性能向上および適用の強化について

1. 関係する法律および政令等

(法律) エネルギーの使用の合理化に関する法律

第5章 (第72条～第76条の16)

(告示) 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 (経済産業省・国土交通省告示)

(告示) 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針 (国土交通省告示)

2. 現状

1) 住宅の省エネルギー化に関する要求性能は、上記の告示に規定しているが、その内容は大きな改正が行われた平成11年以降、約12年間の長期にわたり改定されていない。

(参考・・・これまでの住宅省エネルギー基準改定の経緯)

制定 : 昭和55年 (1980年)

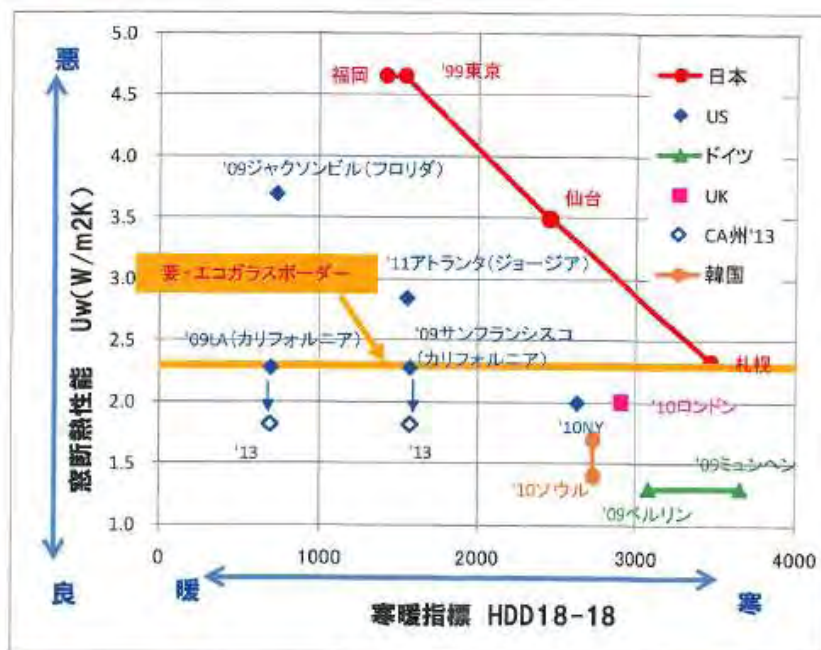
改定 : 平成4年 (1992年)

改定 : 平成11年 (1999年)

⇒その後の製品や工法に関する技術の進展が反映されておらず、低い要求性能のままとなっている。

⇒その間に欧米や東アジアの各国では着々と要求性能の向上が図られてきているため、日本の要求性能は諸外国と比べて著しく見劣りする内容となっている。

(参考：主要国における窓の要求性能 (断熱性能) の比較)



2) 欧米および東アジアの諸外国では、住宅の新築工事において省エネルギー基準の適用を義務付けているが、日本では延床面積 300 m<sup>2</sup>以上の建築物における省エネルギー措置の届出義務付けと同 2000 m<sup>2</sup>以上の建物における強制措置のみになっている。

⇒新設住宅着工の半数を占める戸建住宅には省エネルギー基準が「推奨」にとどまっている。

- 3) 欧米先進諸国では、住宅の新築および売買時には、工事請負事業者（または販売者）が工事発注者（または買主）に対し、法令に基づくルールに従った第三者評価に基づいて、当該住宅の省エネルギー性能の開示を義務付けているが、日本ではこれが任意の制度となっている。

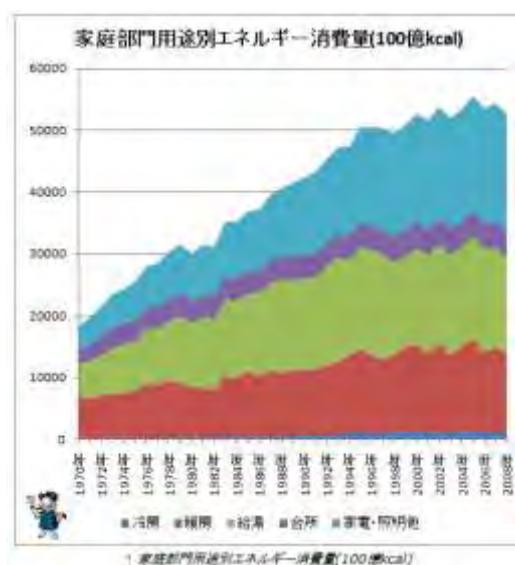
⇒住宅新築工事発注者（または買主）に対して、“住宅の燃費”の「見える化」が著しく不十分なままとなっている。

- 4) 5000 万戸を超えるストック住宅において、その大部分の住宅の省エネルギー水準は、平成 11 年基準の要求水準に遠く及ばないものとなっている。

（参考）ストック住宅の約 80%は、省エネルギー水準が著しく低い単板ガラス入り窓仕様。

### 3. 前項に起因する問題点

- 1) 家庭部門においては、給湯、動力と並んで暖冷房エネルギー消費量の増加が続いている。その結果、家庭部門起因のCO<sub>2</sub>排出量が 2008 年に 1990 年比 30%超となる要因の一つとなっていることは明らかである。



- 2) 他方、医事専門家によれば、日本の暖冷房の水準、殊に冬季の暖房の水準は欧米先進国に比べてまだ低く、室間や室内上下間の急激な温度変化が高齢者における循環器系疾患の発生要因になっているとの指摘がある。また、夏季における冷房節約の結果熱中症を発症する事例が毎年報道されていることに代表されるように、冷房期においても日本の住宅は生活者にとって必ずしも快適な環境には至っていない。

生活者にとって「好ましい」快適性を実現することを旨とすれば、現在の日本の住宅の省エネルギー水準では家庭部門におけるエネルギー消費量の増加、CO<sub>2</sub>排出量のさらなる増加は不可避であると考えられる。

### 4. 対策案（=要望）

- 1) 新築住宅を対象とする省エネルギー基準（要求性能＝仕様）の引き上げ  
 ・暖冷房度日に即して欧米先進国並みにすること。

- ・平成 11 年省エネルギー基準比で、少なくとも 20%省エネルギー化が図れるような要求性能に引き上げる。
- 2) 新築住宅を対象とする「住宅燃費の見える化」の実現
- ・「(仮称)住宅省エネルギー性能開示制度」を創設し、住宅新築工事請負者（または新築住宅販売者）にその実施を義務付ける。
- ↓
- ・上記制度の導入から数年のリードタイムをみて、住宅省エネルギー基準の義務化に至る。
- 3) 上記 1) および 2) の実効性を高めるための施策の導入
- ・省エネルギー住宅建設者（または購入者）への強力な助成措置
    - ⇒減税幅の増加
    - ⇒助成金の支給
  - ・中小事業者に対する徹底した教育研修プログラムの導入
    - ⇒設計、積算、施工まで現場実習を含む実践的な研修を行う。
    - ⇒官民共同で各都道府県単位に研修機関をつくり、短期間に必要な技術の習得を図る。
- 4) 既築住宅を対象とする「(仮称)省エネルギー化改修ガイドライン」を策定する。
- ・既築住宅においても、改修の困難さを勘案しつつ、改修後に「望まれる姿」を示す。
- 5) 中古住宅売買時の「住宅燃費の見える化」の実現
- ・「(仮称)中古住宅省エネルギー性能開示制度」を創設し、中古住宅販売者または仲介業者に購入者に対する開示を義務付ける。
- 6) 上記 4) および 5) の実効性を高めるための施策の導入
- ・省エネルギー改修工事発注者（または中古購入者）への強力な助成措置
    - ⇒減税幅の増加
    - ⇒助成金の支給
  - ・中小事業者に対する徹底した教育研修プログラムの導入
    - ⇒ 上記 3) の改修工事版メニュー

## 5. 期待される効果

- 1) 家庭部門における「先進国にふさわしい温熱環境の確保」と「エネルギー消費量の削減」を両立する。
- ⇒具体的な政策目標値は「2020 年度までに先進国にふさわしい住まいの温熱環境水準を確保しつつ家庭部門におけるエネルギー消費量（またはCO<sub>2</sub>発生量）を 2010 年度比 20%以上低減する」といったような、トップダウン方式で示すべきだと思います。
  - ⇒現下の環境で、過去の数字の推移を延長したり、下から積み上げたようなボトムアップ方式で目標値を定めても、国民に広く納得性が得られるような政策にはならないと考えます。
- 2) 消費者に住宅の省エネルギー性能（温熱環境性能）をあまねく「見える」状態にすることができる。
- ⇒居住快適性（≒健康）、ランニングコスト（=住宅の燃費）
  - ⇒結果として、居住者のさらなる省エネ努力の誘発にも寄与する。
- 3) 先進国並みの要求性能水準となる。

建築基準法防火規制(「延焼のおそれのある部分」の定義)の見直し  
(欧米同等の規制内容とすべく改定を要望)

規制の根拠法令 :

建築基準法第2条第6号 「延焼のおそれのある部分」の定義

要望の具体的内容 :

上記規定が定められた昭和25年から約60年を経過し、我が国においても市街地の建物の不燃化が進展してきている。

このような環境の変化を受けて、建築基準法における「延焼のおそれのある部分」の定義の仕方を米国、カナダや英国など欧米同等に改定することにより、建物建設時に規制がかかる範囲を狭め、かつ該当諸部位における対処方法をシンプル化することによって、火災に対する安全性を低下させることなく、建物の断熱構造化などへの対応の自由度を高めたい。

規制の現状と要望理由

建築基準法における該当条文は、隣家火災時の延焼防止を目的として、「隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物(延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線から、一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にある建築物の部分をいう。」と規定している。この範囲にあたる比較的広い面積の諸部位(外壁、軒裏、開口部)のそれぞれに、政令に基づく防耐火性能を要求している。

一方、欧米では我が国の隣地境界線に相当する境界ラインから概ね1m以内(米国では3フィート以内)の対向壁面および軒裏を延焼の危険がある部位と規定し、外壁と軒裏に一定の防火性能を課すとともに開口部の設置を原則不可とするシンプルな規制方法としている。

双方を比較すると、我が国の法律規定は米国、カナダや英国などの欧米と比べて、①規制が及ぶ範囲が広く(=建築材料や構造使用上が制約される範囲が広い)、②該当する諸部位における対処方法は、一見自由度が大きいように見えるが、開口部の防火戸の扱いに代表されるように、個別の防火認定を求めるなど、総体として煩雑な対処を要する内容となっている。

我が国における上記の規制は法律が制定された昭和25年当時の状況を反映したものであるが、その後約60年を経過し、市街地における建物の不燃化が行き渡ってきたことを受けて、規制内容を米国、カナダや英国など欧米同等のものに変え、シン

フルな運用が図られることを望む。

近年、地球温暖化抑制や電力をはじめとするエネルギー需給の逼迫などの事情から、住宅をはじめとする建築物の省エネルギー化が緊要の課題となっている。とりわけ、冬季熱損失のうち約50%、夏季熱取得のうち70%超の経路となっている窓の高断熱・高遮熱化が急務といわれている。上記の防火規制に対応することができる防火高断熱窓は通常の高断熱窓の3倍近いコストとなる。欧米並みに建物の高断熱・高遮熱化を普及させるためには、防火の規制の仕方も欧米並みにすることが望ましい。

他方、我国に固有する問題として「木造密集市街地」がある。現行法における「延焼の恐れのある部分」の規制はこれが前提となっている。これらの特定地域は政府の指定と助成措置により不燃建築物への立替が促進されているところであるが、相応の時間を要する。このような地域においては例外的に現行法を適用することなど、柔軟な運用を導入することも妥当な策と考える。

検討項目 委員提案シート

<p>規制改革事項</p>	<p>工場立地法における電力事業用の太陽光発電設備に関する緑地規制緩和 (太陽光発電事業を行う場合の設置規制)</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力事業用の太陽光発電設備は工場立地法では「生産施設」と定義されている。工場立地法の対象となる大規模な太陽光発電所を建設する場合、生産施設の面積率の上限制約（敷地面積の50%以上）があり、加えて「緑地」・「環境施設」の整備（敷地面積の25%以上）が必要となっている。</li> </ul> <p><b>【根拠法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場立地法</li> <li>「太陽光発電施設の工場立地法上の取り扱いについて」（経済産業省）</li> </ul>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、生産施設の面積率制限は、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の場において、緩和する方向（50%→75%）で検討が行われている。</li> <li>他方、緑地・環境施設の整備(行政によって異なるが、基本的に発電事業用の土地においても25%以上は緑地・環境施設面積を設ける必要がある)については緩和がなされていない。</li> <li>一般的には、製造業において、太陽光発電設備を設置する場合は、太陽光発電設備は「環境施設」の位置づけとして認められており（平成22年6月30日 改正省令・告示の公布・施行）、緑地等にカウントされる。</li> <li>このため、太陽光発電を設置し、事業を営む場合については、太陽光発電事態を「環境施設」として緑地等のカウントができるようにすべき。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>太陽光発電事業における工場立地法の適用</b></p> <div style="text-align: center;"> <p>現状                      現在議論されている緩和                      要望</p> </div> <p style="text-align: center;">※ 緑地等とは緑地と環境施設の合計</p>
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地・環境施設の整備が緩和されることで、工場立地法の緑地を整備するための土地においても太陽光発電設備を設置することが可能となり、太陽光発電の普及に資すると考える。</li> </ul>



検討項目 委員提案シート

規制改革事項	中規模 LNG 火力発電所（コージェネレーションシステム含む）建設促進のための環境アセスメント手続きの省略・短縮化																											
規制の概要・根拠法令	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、環境影響評価法の基準では、11.25 万 kW 以上の火力発電所については環境影響評価が必要であるが、自治体条例によりさらに厳しい基準が設定されているため、中規模 LNG 火力発電所建設までの期間が長期化する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="427 595 1374 1218"> <tr> <td rowspan="2">環境影響評価法</td> <td>第 1 種事業</td> <td>15 万 kW 以上</td> </tr> <tr> <td>第 2 種事業（個別判断）</td> <td>11.25～15 万 kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">自治体条例</td> <td>東京都</td> <td>11.25 万 kW 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">神奈川県</td> <td>横浜市</td> <td>2 万 kW 以上</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>10 万 kW 以上</td> </tr> <tr> <td>名古屋市</td> <td>5 万 kW 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大阪府</td> <td>大阪市</td> <td>2 万 kW 以上</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>7.5 万 kW 以上</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>2 万 kW 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福岡県</td> <td>福岡市</td> <td>5 万 kW 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7.5 万 kW 以上</td> </tr> </table> <p><b>【根拠法令】</b> 環境影響評価法</p>	環境影響評価法	第 1 種事業	15 万 kW 以上	第 2 種事業（個別判断）	11.25～15 万 kW	自治体条例	東京都	11.25 万 kW 以上	神奈川県	横浜市	2 万 kW 以上	愛知県	10 万 kW 以上	名古屋市	5 万 kW 以上	大阪府	大阪市	2 万 kW 以上	兵庫県	7.5 万 kW 以上	神戸市	2 万 kW 以上	福岡県	福岡市	5 万 kW 以上		7.5 万 kW 以上
環境影響評価法	第 1 種事業		15 万 kW 以上																									
	第 2 種事業（個別判断）	11.25～15 万 kW																										
自治体条例	東京都	11.25 万 kW 以上																										
	神奈川県	横浜市	2 万 kW 以上																									
		愛知県	10 万 kW 以上																									
	名古屋市	5 万 kW 以上																										
	大阪府	大阪市	2 万 kW 以上																									
		兵庫県	7.5 万 kW 以上																									
	神戸市	2 万 kW 以上																										
	福岡県	福岡市	5 万 kW 以上																									
			7.5 万 kW 以上																									
	規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災を受けた電力需給不安定を解消するために、将来の電力不足に対して一定程度の容量を確実に確保する方法として、 (1) 大規模 LNG 火力導入まで老朽化石油火力の焚き増しで対応する方法 と、 (2) 中規模 LNG 火力を先行導入していく方法 がある。</li> <li>・しかしながら、老朽化石油火力の焚き増しについては、経済性・環境性が低い。そうした点では、中規模 LNG 火力を建設することが有効である。</li> <li>・10 万 kW 程度の中規模 LNG 火力を建設するにあたり、国よりも厳しい自治体の環境アセス基準の緩和をすすめるべき。</li> </ul>																										
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大幅な省エネ、省 CO2 が期待できる。</li> <li>・燃料代が低減でき、電気代高騰抑制とともに海外への資金流出抑制も期待できる。</li> <li>・発電所建設により、日本国内経済の活性化につながる。</li> <li>・今後の電気事業制度改革の流れの中で、多様な電源の競争を促進する観点からも中規模 LNG 火力発電所の建設を促進する意義は大きい。</li> </ul>																											

検討項目 委員提案シート

<p>規制改革事項</p>	<p>ガスコージェネレーションシステム等天然ガスシフト促進のための高圧ガス製造所における資格者要件の緩和</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定量以上の高圧ガスを使用する高圧ガス製造所では、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、高圧ガスの製造に関する経験を有するものを「保安係員」として選任しなくてはならない。</li> <li>・ このため、一般的に、高圧ガス製造所においては交代勤務毎に資格者が必要となり、例えば3交代体制の事業所では代理者含めて4名の資格者が必要になる。</li> <li>・ 都市部から離れていて導管による供給が困難な場所にある大規模事業所で天然ガスを利用するためには、需要家側に LNG サテライト基地を設ける必要があるものの、資格者要件が阻害要因になっている。</li> </ul> <p><b>【根拠法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス保安法第 27 条の 3</li> </ul>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス製造所における資格者要件を緩和すべき。</li> <li>・ 例えば、高圧ガス製造保安責任者免状をもつ者が高圧ガス製造所に1人おり、交代勤務毎には高圧ガスの保安に関する講習修了者が1人いれば良いものとするなどの要件緩和が考えられる。</li> </ul>
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市部から離れており導管による天然ガス供給を受けられない事業所であっても、環境性や電力の安定性を考えてガスコージェネレーションシステム等による天然ガスシフトが促進され、省エネ・省 CO2 に寄与する効果が期待できる。</li> </ul>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	一定条件をクリアする発電所における環境アセスメントの手続きの省略・短縮化
規制の概要・ 根拠法令	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、一定規模以上の発電所では国及び地方自治体の環境影響評価(環境アセスメント)が必要となり、3年半～4年程度の期間を要する。</li> </ul>
	<p><b>【根拠法令】</b></p> <p>環境影響評価法、電気事業法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に定めた一定条件(NOx 排出濃度等)をクリアする発電所については手続きを免除もしくは簡略化するなど、環境アセスメント手続きの省略、短縮化を図る。</li> </ul>
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業は①多額の初期投資が必要であること、②計画段階から運転開始までのリードタイムが長く事業の不確実性が高い、という面でリスクの大きい事業である。</li> <li>・環境アセスメントの手続きの省略・簡略化が実現されれば、リードタイムの懸念が緩和されることから、新規電源建設への投資が促進できる。</li> </ul>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	乗用車及び商用車の排ガス規制の緩和(日本&欧州)
規制の概要・根拠法令	<p><b>【概要】</b>          現在、自動車の排ガス規制は日本ではポスト新長期規制が適応されている。ヨーロッパのユーロ6とは若干の差異があり、グローバル商品で量産効果がコストとして大きく響く自動車では、日本だけという小さなマーケットのために自動車をつくることは、コスト高となり、メーカー、ユーザーともに、不利益となっている。さらに、クリーンディーゼル、天然ガス自動車など、CO2削減、エネルギーセキュリティの確保につながる自動車の日本での普及阻害要因となっている。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>自動車メーカーは研究開発を促進させ世界トップレベルの環境性能を実現している。しかしながら、日本と欧州では規制値が異なり、販売できる車両が限られていることと日本で販売するには更なる開発工数、コストも増大するため、国内OEMは日本でのビジネス拡大にブレーキを掛けざるを得ない状況である。(日本メーカーが欧州のみで販売)          20年前と異なり排ガスレベルはクリーンになっている為、更なる規制強化におけるわずかな国による差異は意味がないと考える。また規制値と同様に走行パターン(テストサイクル)もEUと協調するべきである。          現時点ではダブル開発(日本向、欧州向)が必要でありコスト面でも他国よりも不利である。日本の高度な技術力を内需拡大にも貢献させる必要があると考える。          *韓国(現代)の場合:欧州規制の採用により競争力の開発が加速しており、販売においても有利であり、EUにおけるビジネスを拡大している。          (今後マーケットの大幅な拡大が想定される中国などアジアでは、EU規制をベースとしている。)</p>
要望具体例、経済効果等	<p>経済と環境対策の両立を柱に実現可能な規制(世界レベル)をEUと調和した形で設定することを要望する。          販売(メーカー)&amp;購買意欲(消費者)の双方に利益をもたらすことが可能となる。          ひいては、自動車産業界の全体の活性化、国内需要増加にもつながる。          特に、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車など、CO2排出削減や日本のエネルギーセキュリティ確保に寄与する自動車の普及拡大につながる。</p>